

議第68号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年5月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市税条例の一部を改正する条例

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分及び第6号中「第601条第3項」を「法第601条第3項」に改める。

第13条第1項中「第2条第6号」を「第3条第8号」に改める。

第37条の11ただし書中「第2条の5第1項」を「第2条の5の3第1項」に改める。

附則第7条第1項第1号中「第30項第3号及び第39項」を「第27項第3号及び第35項」に改め、同項第2号中「第30項第2号」を「第27項第2号」に改め、同項第3号中「附則第15条第19項本文」を「附則第15条第16項本文」に改め、同項第4号中「附則第15条第30項第1号及び第34項」を「附則第15条第27項第1号及び第30項」に改め、同項第5号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項第6号を削る。

附則第8条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第11条第4項及び第5項中「令和元年度」を「令和4年度」に改め、

同条第6項及び第7項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第11条の2第4項中「令和元年度」を「令和4年度」に、「次項又は第6項」を「第6項又は第7項」に改め、同条第6項中「令和2年度」を「令和5年度」に、「第19条の2の2第6項」を「第19条の2の2第7項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「令和2年度」を「令和5年度」に、「第19条の2の2第5項」を「第19条の2の2第6項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 令和4年度に係る賦課期日において第3項に規定する事情がある土地（次項又は第7項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）に対する附則第8条の2の規定の適用については、法附則第17条の2第1項及び第2項並びに第19条の2の2第5項に定めるところによる。

附則第16条の5第2項表以外の部分中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項表以外の部分及び第4項表以外の部分中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19条の2の3第1項中「、同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」及び「、特定保有株式」を削る。

附則第32条に次の1項を加える。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」と、「同条第7項」とあるのは「法附則第61条第4項において読み替えて適用する法附則第5条の4の2第7項」とする。

附則第34条の見出し中「構築物」を「償却資産」に改める。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条の3中「及び扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条及び第35条において同じ。)」を加える。

第28条の2の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第32条の7第1項中「当該納税者」を「当該納税義務者」に改める。

附則第34条を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中附則第34条を削る改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和5年4月1日
- (2) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中附則第34条の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第19条の2の3第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の京都市市税条例第17条の3、第28条の2の3及び第32条の7の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用区分)

第3条 生産性向上特別措置法の施行の日から令和3年3月31日までの期間

(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「地方税法等改正法」という。)

第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)

(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等改正法附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産

(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する当該特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する規定の適用区分)

第4条 改正後の条例附則第16条の5の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和2年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正により軽自動車税の種別割の税率の特例が見直されたこと等に伴い、規定を整備する等の必要があるので提案する。